

大会参加資格規程

制定 平成 24 年 12 月 9 日
施行 平成 24 年 12 月 9 日
改定 令和 3 年 11 月 27 日
施行 令和 4 年 4 月 1 日
施行 令和 5 年 4 月 1 日

第 1 条 本規程は、本連盟主催の大会参加校・参加者に適用する。

第 2 条 参加校と参加者は、本連盟に加盟登録した学校及び生徒に限る。又、大会に参加する場合は、在籍する学校長の認可を必要とする。

第 3 条 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会団体の部への出場は、1 校 1 チームとして、加盟に関する規定を満たした加盟校に限る。1 チームの編成は、同一課程の生徒で編成されなければならない。

第 4 条 参加資格は、以下の各項目に適合するものとする。

- 1 その学校に在学する生徒で、当該地区連盟に登録されている部員のうち、学校長が身体学業及び人物について選手として適当と認めた者
- 2 当該年度 4 月 2 日現在で満 19 歳以下の者
- 3 転入学生は、転入学した日より 6 ヶ月（団体の部については 1 年）を経過した者
ただし、正当な事由があり、かつコンプライアンス委員会の承認を得たものはこの限りではない。

又、中学校在学中の転入学による参加資格喪失は、高等学校入学日をもって失効する。

- 4 参加選手は、高等学校在籍 3 年以下の者
[注]この在籍 3 年とは、あらゆる高等学校又は高等学校に準ずる学校に計 3 年間在籍するという意味である。例えば第 1 学年に入学し、1 年生のとき中途退学して翌年改めて第 1 学年に入学し直した時は、在籍 2 年目と見なす。従って、その生徒は第 1 学年、第 2 学年と 2 年間しか参加資格はないので、順調に進学しても第 3 学年には参加資格を失う。
この場合、第 2 学年の秋季大会並びに翌年の全国高等学校・中学校ゴルフ選手権春季大会まで参加資格がある。
- 5 中学校卒業後、1 年以上高等学校に入学しなかったものは、当該地区連盟の承認を得れば参加資格がある。ただし、当該地区連盟は直ちにその旨を本連盟に報告しなければならない。

第 5 条 ジュニア選手権については、これとは別に年齢制限がある。

第 6 条 大会参加資格の詳細については、内規を別途設ける。

第 7 条 本規程は地区・都道府県連盟主催の各種大会にも準用する。

第 8 条 本規程は理事会にて改定する。